

道北北部4病院を結ぶ医療ネットワーク「ポラリスネットワーク」が6/12に運用開始

救急医療で迅速なトリアージが可能に

市立稚内病院・枝幸町国保病院・名寄市立総合病院・士別市立病院の4病院を高セキュリティのインターネット回線で結び、検査結果などの数値情報やレントゲン、CT・心電図などの画像情報を瞬時にやりとりすることができるシステムと、病院間を精度の高いテレビ電話で結び、離れた別の病院にいる患者さんの様子を見ながら診察や情報交換ができるシステムが構成されました。

これにより同ネットワークを使用して離れた病院にいる専門医の診断を地元の病院に居ながらにして受けて救急搬送の必要性を判断することが可能になります。

将来的には、4病院間での救急以外の日常診療におけるデータ共有化を図り、その後には4病院がそれぞれ地元の開業医の先生方との連携も目指していきます。



問い合わせ 市立総合病院 診療情報管理室 ☎01654③3101

名寄市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための名寄市長の資産等の公開に関する条例」および「名寄市長の資産等の公開に関する規則」に基づいて、名寄市長の資産を公開しています。

本年は、平成24年7月号「広報なよろ」で公開以降、変更のあった資産等、所得等報告書および関連会社等報告書について公開します。

市民の方は、資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書を閲覧することができます。

名寄市長の資産等（平成24年分）

◎資産等（変更分のみ掲載）

借入金 22,181,165円

建物 160.58㎡

建物 18.6㎡

固定資産税課税標準額
7,674,275円

※評価替えによる減

固定資産税課税標準額
391,291円

※評価替えによる減

◎所得等

利子所得 784,000円

給与所得 9,732,813円

◎関連会社等

法人の名称 (有)ケイ・ティ・パイオニア

法人の所在 名寄市西4条南4丁目

役職名 取締役

問い合わせ 総務部総務課（名寄庁舎3階）
☎01654③2111 内線3329

税務課からのお知らせ

家屋を解体した場合は届け出が必要です

建物または建物の一部を取り壊した場合、所有者は「家屋取り壊し届」の提出が必要です。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在に存在する建物に課税されます。

年度の途中で取り壊した建物については、翌年度から課税されませんので、取り壊した場合は速やかに届け出を行ってください。

届け出がない場合、課税されることがありますのでご注意ください。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります

住宅が建っている土地(住宅用地)は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れることとなります。

住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があった場合、住宅用地申告書の提出をしていただく必要があります。

手続きを行う人 所有者、納税管理人

届出窓口

- ・未登記家屋～名寄庁舎(税務課資産税係)
風連庁舎(地域住民課総務・税務係)
- ・登記家屋～旭川地方法務局名寄支局

- 問い合わせ 税務課資産税係(名寄庁舎)
☎01654③2111 内線3204・3205
地域住民課総務・税務係(風連庁舎)
☎01655③2511 内線125

登記されている建物を取り壊した場合は滅失登記申請が必要です

建物を取り壊した所有者は、滅失登記申請書に取壊証明書および取り壊した業者の印鑑証明書などの書類を添付し、登記申請を行う必要があります。所有者の住所が現在の住所と異なる場合や所有者が亡くなられた場合などは、住民票、戸籍謄本などの添付が必要です。

登記手続きについては、法務局、または最寄りの土地家屋調査士までご相談ください。

なお、法務局に登記相談を希望する方は事前に予約をお願いします。

登記手続きの詳細は、法務局のホームページでご覧になれます。

問い合わせ 旭川地方法務局名寄支局
☎01654②2349